

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 4 4 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 4 4 条第 2 項により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 7 月 1 7 日

札幌法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 3 号

対象土地甲 1 札幌市中央区北一条西十六丁目 1 番 1 2

対象土地乙 札幌市中央区北一条西十六丁目 1 番 2 8

手続番号 令和 8 年第 4 号

対象土地甲 2 札幌市中央区北一条西十六丁目 1 番 3 7

対象土地乙 札幌市中央区北一条西十六丁目 1 番 2 8

2 関係人の名称

株式会社北菱

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定をした旨の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。